

メール便 他 のお取り扱いについて

平素より格別のご愛顧を受け賜り厚く御礼申し上げます。

「信書」にあたるもの、主に請求書や納品書などにつきましては、弊社でお取り扱いをしております、メール便、宅配便を初めとして、

日本郵便株式会社のサービスである、ゆうメール、特約ゆうメール、ゆうパック、ポストケット、などを利用して発送することが出来ません。

「信書」につきましては、『特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書』であることとして

郵便法(注①)、**信書の送付に関する法律**(注②)にて定義されております。

「信書」に関して、ご不明な点などがございましたら、**弊社営業担当**へ(注③)お問い合わせください。

注:① 郵便法 (昭和二十二年十二月十二日法律第百六十五号)

注:② 民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成十四年七月三十一日法律第九十九号)

注:③ 弊社では、法人の方のご利用のみとさせていただきます。

※信書に関する詳しい情報は、下記 総務省 HP をご覧下さい。

総務省 信書便事業課

http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html

中越運送株式会社 CFS事業部

営業担当 迄

電話:03-3608-8142